

沢新田地域を守る会規約

平成 19 年 2 月 18 日 制定

平成 21 年 4 月 27 日 改定

〔名称〕

第 1 条 この活動組織は、沢新田地域を守る会〔以下「守る会」という〕と称する。

〔目的〕

第 2 条 守る会は、第 3 条の構成員による共同活動、先進的な営農活動を通じ、沢新田地域に存する農地・農業用水等の資源や農村環境の良好な保全と質的向上を図ることを目的とする。

〔構成員〕

第 3 条 守る会の構成員は（別紙 1）のとおりとする。

〔代表等〕

第 4 条 この守る会に、代表 1 名、副代表 1 名、会計・書記 2 名、監査役 2 名を置くこととする。代表等役員は（別紙 2）のとおりとする。

- 2．代表、副代表及び監査役は構成員代表の互選によるものとし、会計・書記は代表が指名するものとする。
- 3．代表は、守る会を代表し、守る会の業務を統括する。
- 4．副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは代表を代行する。
- 5．会計・書記は、責任者として事業の会計・事務等を行う。
- 6．監査役は、責任者として事業会計の監査を行う。
- 7．代表等役員の任期は 2 年とする。ただし、再選は妨げない。

〔会議〕

第 5 条 守る会の会議は、必要に応じて代表が召集する。

- 2．守る会の会議は、構成員代表で構成され、その 3 分の 2 以上の出席によって成立する。ただし、出席は委任状を以って代えることができる。
- 3．構成員代表は、（別紙 3）のとおりとする。
- 4．会議の議長は代表があたり、議案は出席した会議構成員の過半数以上の賛成により決定することとし、可否同数の場合は議長が決するところによる。
- 5．会議により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布もしくは回覧等で周知するものとする。

〔付議〕

第 6 条 守る会の目的を達成するため、会議には次の事項を付議するものとする。

- 1．守る会の組織運営に関すること。
- 2．守る会が実施する活動についての計画に関すること。
- 3．守る会の出納の監査に関すること。
- 4．その他、守る会の目的を達成するために必要な事項。

〔会計〕

第 7 条 守る会の会計は、山形県農地水・環境保全向上対策地域協議会からの交付金を以って収

入とし、活動に必要な経費を以って支出する。

2．会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

〔監査〕

第8条 監査役は、会計年度の終わりに守る会の出納について監査を行い、その結果を会議で報告する。

〔雑則〕

第9条 この規約で定めるもののほか、必要な事項については、その都度協議するものとする。

〔付則〕

第1条 本規約は、農地・水・環境保全向上対策実施要綱制定日より施行する。